



受験上の配慮案内

令和 **3** 年度
大学入学者選抜に係る
大学入学共通テスト

受験上の配慮案内

【障害等のある方への配慮案内】

出願前 申請 の場合	令和2年 8月 3日(月) ～ 9月 25日(金) (消印有効) ※ 大学入学共通テストの出願期間前に審査 結果の通知を希望する場合は、9月4日(金) (消印有効)までに申請してください。
出願時 申請 の場合	令和2年 9月 28日(月) ～ 10月 8日(木) (消印有効)

独立行政法人 大学入試センター

※この動画では以下の内容について説明します

I 受験上の配慮の概要

II 受験上の配慮の申請・手続

- 「受験上の配慮案内」をお手元にご準備ください。
- ナレーションでは、以下の名称について、適宜、省略します。
 - ◆ 大学入学共通テスト ⇒ 共通テスト
 - ◆ 受験上の配慮案内 ⇒ 配慮案内



I 受験上の配慮の概要

※この動画では以下の内容について説明します

- 受験上の配慮の申請に当たって
- 受験上の配慮事項・配慮内容 ★
- 大学入試センター試験からの主な変更点 ★
- 出願後の不慮の事故等による受験上の配慮 ★

★は、令和2年度大学入試センター試験から、変更点がある項目

受験上の配慮の申請に当たって

- 大学入学共通テストにおいては、病気・負傷や障害等のために、受験に際して配慮を希望する志願者に対し、個々の症状や状態等に応じた受験上の配慮を行います。
- 受験上の配慮を希望する場合は、「受験上の配慮案内」をよく読んで、配慮事項や申請方法を確認してください。

「受験上の配慮案内」における配慮事項掲載ページ

- 「4 受験上の配慮事項」(6ページ)
大学入学共通テストにおける主な配慮事項を掲載。
 - 「4-2 受験上の配慮内容」(8～15ページ)
障害等の種類や程度ごとに代表的な配慮事項を例として掲載。
- 申請のあった配慮事項については、大学入試センターにおいて審査を行い、その結果を通知します。

「受験上の配慮案内」の入手方法

【入手方法①】

大学入試センターのホームページからダウンロードする。

https://www.dnc.ac.jp/kyotsu/shiken_jouhou/hairyo.html
(出力した用紙で配慮の申請ができます。)



【入手方法②】

大学入試センターに郵送で請求する。(【受験案内】18ページ参照)

次のア・イを封筒に入れて、大学入試センター事業第一課に郵送してください。

ア 氏名・現住所・電話番号・在学学校名を記入した便せん等

イ 返信用封筒(角形2号, 表面に現住所・氏名を記入し,
250円分の切手【1冊の場合】を貼ったもの)



※ 2冊以上請求する場合、郵便料金が変わります。事前に大学入試センターに問い合わせてください。

4 受験上の配慮事項

- 6ページの表は配慮の種別ごとに主な配慮事項を示したものです。
- 配慮事項は障害等の種類や程度によらず、必要に応じて申請できます。
- 表にない配慮事項も申請できます。

- 申請する場合は、具体的な配慮内容を受験上の配慮申請書「㉓その他の希望配慮事項等」欄に記入してください。
- 「人による問題文等の読み上げ」や「パソコン(タブレット端末を含む。)の使用」, このページに記載がない配慮事項を申請する場合は、事前に大学入試センター事業第一課に相談してください。

- 試験場については、決定した配慮事項や設備等の状況を踏まえ、大学入試センターにおいて指定します。

4-1 試験時間延長における試験時間割

- 「数学①」の試験時間(一般受験者)が60分から70分に変更することに伴い、試験時間延長による「数学①」の試験時間は以下のようにになります。

	1.3倍の 試験時間	1.5倍の 試験時間	一般の 試験時間
数 学 ①	11:20～12:55 <u>(95分)</u>	11:30～13:15 <u>(105分)</u>	11:20～12:30 <u>(70分)</u>

4-2 受験上の配慮内容

- 区分ごとの代表的な配慮事項の例及び申請書類等は、「4-2 受験上の配慮内容」(8～15ページ)を確認してください。
- 大学入試センター試験からの主な変更点は以下のとおりです。

変更点①

「視覚に関する配慮事項」における「対象となる者」を変更

変更点②

1.5倍の試験時間延長の申請方法を分かりやすく記載

変更点③

試験時間延長のリスニング(連続方式)をICプレーヤーで実施

大学入試センター試験からの主な変更点

変更点① 「視覚に関する配慮事項」における「対象となる者」を変更

1.3倍の試験時間延長の対象となる者(視覚に関する配慮事項)

令和2年度大学入試センター試験

- ① 良い方の眼の矯正視力が0.15以下の者
- ② 両眼による視野について強度視野障害のある者



令和3年度大学入学共通テスト

- ① 両眼の矯正視力がおおむね0.3未満の者のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度の者
- ② 視力以外の視機能障害が高度の者のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度の者

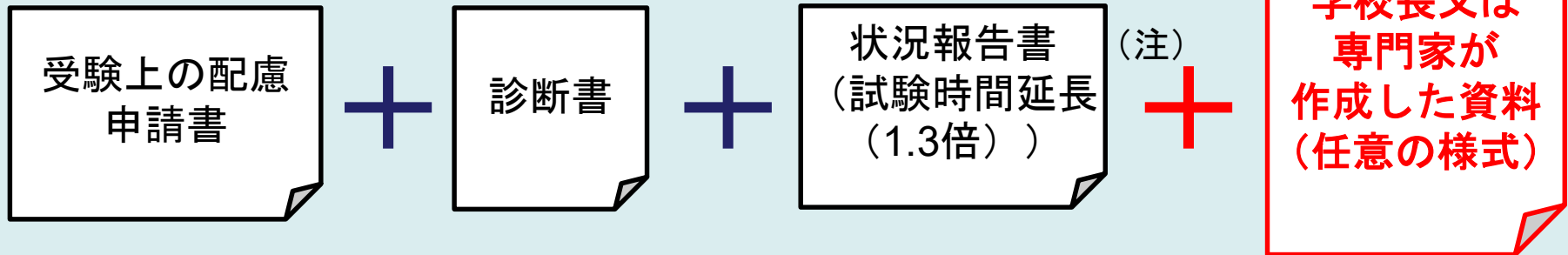
● これに伴い、申請書類について、変更があります。

- 診断書(視覚障害関係)の様式を一部変更します。(両眼視力の記入欄の追加等。様式は「受験上の配慮案内」41ページに掲載。)
- 視覚に関する配慮として試験時間延長を希望する場合、「状況報告書(試験時間延長(1.3倍))」(様式は「受験上の配慮案内」51ページに掲載。)の提出が必要になります。

変更点② 1.5倍の試験時間延長の申請方法を分かりやすく記載

- 視覚障害、肢体不自由又は発達障害などにより、1.3倍の延長では試験時間の不足が見込まれるため、1.5倍の試験時間延長が必要な場合には、下図のように、「受験上の配慮申請書」「診断書」「状況報告書」に加え、1.5倍の試験時間延長の必要性が分かる「具体的な理由」や「これまでの取組み」等を示した資料（任意の様式で学校長又は専門家が作成したもの）を提出してください。

1.5倍の試験時間延長 申請方法



(注) 発達障害により申請する場合は、「状況報告書(発達障害関係)」を提出してください。
また、代筆解答を申請する場合は、「状況報告書(代筆解答)」を提出してください。

- なお、点字解答、代筆解答(数学のみ)の試験時間延長1.5倍については、学校長又は専門家が作成した資料は不要です。

変更点③ 試験時間延長のリスニング(連続方式)をICプレーヤーで実施

- 試験時間延長を許可された受験者のリスニングの「連続方式」と「音止め方式」のうち、「連続方式」において、原則、ICプレーヤーを使用します。(令和2年度大学入試センター試験までは、CDプレーヤーを使用。)

試験時間延長を許可された受験者のリスニングの実施方法

延長の方式		音声聴取の方法	
どちらか一方を選択	連続方式	<u>ICプレーヤー</u> (受験者自身が操作。 必要に応じて、監督者が補助)	ヘッドホン
	音止め方式	<u>CDプレーヤー</u> (監督者が操作)	

- ただし、「点字解答」「代筆解答(試験時間延長)」「スピーカーから直接音声を聞く方式」「途中退室するため音声を一時停止」を許可された受験者は、上記によらず、CDプレーヤーを使用します。

4-5 拡大文字問題冊子

- 拡大文字問題冊子は、14ポイント・22ポイントの2種類あります。
- 冊子の大きさはいずれもB4判です。
- サンプルを大学入試センターのホームページに掲載しています。

22ポイントの拡大文字問題冊子の留意点

- 科目単位で1冊の冊子になっています。
- 「受験上の配慮申請書」で受験科目の申請が必要です。
- 一般の問題冊子や14ポイントの問題冊子とは、レイアウトやページ構成等が異なります。

6 出願後の不慮の事故等による受験上の配慮

- 出願後の不慮の事故等（交通事故，負傷，発病等）のため受験上の配慮を希望する場合は，受験票に記載の「問合せ大学」への申請になります。

（当初決定した試験場での受験となります。）

注意： この申請は，申請する理由が出願後に発生したときに限り行うことができるものです。

したがって，出願時までに申請すべき内容であった場合には対象となりません。

試験実施期日

申請受付期間

令和3年1月16日（土）・17日（日）

受験票の受領から 令和3年1月13日（水）17時まで

令和3年1月30日（土）・31日（日）

受験票の受領から 令和3年1月27日（水）17時まで

受験上の配慮についての事前相談

- 共通テストにおける受験上の配慮に関する相談

大学入試センターでは、共通テストの受験上の配慮に関する事前相談を随時受け付けています。

【志願者問合せ専用電話】

03-3465-8600

9:30～17:00(土・日曜, 祝日, 12月29日～1月3日を除く)

【電話での問合せが難しい障害等のある方専用FAX】

03-3485-1771

- 個別学力検査等にかかる志望大学への事前相談

志望大学での個別学力検査や、入学後の大学生活等で配慮が必要になることがあります。志望大学に事前に相談してください。



受験上の配慮案内

令和 **3** 年度
大学入学者選抜に係る
大学入学共通テスト

受験上の配慮案内

【障害等のある方への配慮案内】

出願前 申請 の場合	令和 2 年 8 月 3 日（月） ～ 9 月 25 日（金）（消印有効） ※ 大学入学共通テストの出願期間前に審査 結果の通知を希望する場合は、9月4日（金） （消印有効）までに申請してください。
出願時 申請 の場合	令和 2 年 9 月 28 日（月） ～ 10 月 8 日（木）（消印有効）

独立行政法人 大学入試センター

※この動画では以下の内容について説明します

I 受験上の配慮の概要

II 受験上の配慮の申請・手続

- 「受験上の配慮案内」をお手元にご準備ください。
- ナレーションでは、以下の名称について、適宜、省略します。
 - ◆ 大学入学共通テスト ⇒ 共通テスト
 - ◆ 受験上の配慮案内 ⇒ 配慮案内



Ⅱ 受験上の配慮の申請・手続

※この動画では以下の内容について説明します

- 申請方法等
- 申請書類の記入上の注意等
- 受験上の配慮に関する通知文書

2 申請方法等

(1) 出願前に申請する方法(出願前申請)

希望する配慮事項によっては審査に時間がかかる場合もあるため、できるだけ出願前に申請してください。

分類	申請書類	申請期間	
受験上の配慮に関する書類(注1)	○受験上の配慮申請書 ○医師の診断書等(注2)	8月3日(月)～ 9月4日(金)	9月7日(月)～ 9月25日(金)

(注1) 「受験上の配慮に関する書類」の提出だけでは出願したことにはなりません。出願するには「出願に関する書類」の提出も必要です。

(注2) 診断書には、希望する全ての受験上の配慮事項について、それぞれ必要とする具体的な理由を、医師に必ず記入してもらってください。



9月4日(金)(消印有効)までに申請した場合、出願期間前(9月下旬まで)に、審査結果をお知らせします。

※ 9月7日(月)以降の申請の場合、11月下旬までに、審査結果をお知らせします。

出願に関する書類	○志願票等 ○ <u>受験上の配慮出願前申請済届</u>	9月28日(月)～10月8日(木)
----------	---------------------------------	-------------------

(2) 出願時に申請する方法(出願時申請)

分類	申請書類	申請期間
出願・受験上の配慮に関する書類	<ul style="list-style-type: none">○ 志願票等○ 受験上の配慮申請書○ 医師の診断書等(注)	9月28日(月)～10月8日(木)

11月下旬までに、審査結果をお知らせします。

(注) 診断書には、希望する全ての受験上の配慮事項について、それぞれ必要とする具体的な理由を、医師に必ず記入してもらってください。

7-2 受験上の配慮申請書の記入上の注意

- 申請書は、担当の教員と志願者が相談の上で記入してください。
- 申請書に記載のない配慮事項を申請する場合、「㉓その他の希望配慮事項等」欄に記入してください。
(個室(試験室に受験者1名)を希望する場合も、「㉓その他の希望配慮事項等」欄に記入してください。)
- 希望する配慮事項として審査の対象となるのは、申請書に記載のある事項です。診断書・状況報告書のみに記載がある場合は、対象とならない場合があります。
- 申請書に希望する配慮事項を記入する際は、30～34ページの記入例や注意事項をよく確認してください。

注意： 例年、記入誤りや記入漏れ等が多くあります。

7-3 申請書類の組合せ

- 申請には、希望する配慮事項に応じた申請書類の提出が必要となります。
- 申請書類の様式は36ページ以降にとじ込んでいます。
- 申請に必要な書類を確認し、不備や漏れのないように提出してください。
 - ⇒ 不備や漏れがある場合は審査が行えず、不受理又は不許可となることがあります。
- 申請書類は、提出する前にコピーを取り、保管しておいてください。

状況報告書

- 状況報告書には、志願者自身や学校生活等の状況を記入してください。
- 適切な判断をするため、できるだけ詳しく記入してください。
- 希望する配慮に応じた状況報告書を提出してください。
- ただし、区分や希望する配慮事項の組合せによっては提出が不要になることがあります。

状況報告書(別室の設定)

- 表面の「1 別室の設定を必要とする理由」を必ず記入してください。
- 個室(試験室に受験者1名)を必要とする場合は、裏面の「個室を必要とする理由」についても必ず記入してください。

個室が許可された主な例

- 易感染状態であり、他者との接触によるウイルス感染等のリスクが高く、感染すると重篤化するおそれがあるため
- 定期的に音が出る医療機器を使用しているため
- 症状が、他の受験者の解答に影響を与えるため など

※ 単に「他者と同室だと緊張するため」等の理由では許可されません。



状況報告書(発達障害関係)

状況報告書 (発達障害関係)

区分が「発達障害」の場合は、状況報告書(発達障害関係)を提出してください。

必要とする配慮事項に○を付ける

必要とする理由を記入

		昭 平	和 成	年	月	日	生		
在 期	学 間	昭 平 成 令 和	年	月	から	昭 平 成 令 和	年	月	まで
必要とする理由									
		※ 試験時間の延長が許可された場合、別室となりますが、延長が許可されなかった場合でも、別室を必要とする場合は、下記の別室の設定欄に必要とする旨とその理由を記入してください。							
配慮事項(必要とするものを○で囲んでください)	試験時間の延長(1.3倍)								
	子 エ ッ ク 答 解								
	拡大文字問題冊子の配付	※ 必要とする理由を記入してください。また、高等学校等で使用している教科書や定期試験等での状況(拡大コピーをして配付しているなど)についても併せて記入してください。 <i>通常の大サイズの文字を認識することが困難であり、また、文章を読む際に行を読みとばしてしまうことが多いので、大きな文字のほうを認識しやすい。高校では、拡大教科書(22ポイント)を使用し、定期考査の問題用紙については、B4サイズをA3サイズに拡大している。</i>							
	注意事項等の伝達								
	別室の設定	※ 必要とする理由を記入してください。特に個室(試験室に受験者1名)を必要とする場合は、その理由についても併せて記入してください。							
その他(リスニングの免除等)									

5 通知文書

配慮申請した志願者に対して、以下の書類をセンターから送付します。確認事項に示している内容を確認してください。

通知文書	確認事項
<p>「<u>受験上の配慮事項審査結果通知書</u>」</p> <p>※ 受験上の配慮申請者全員に通知 (9月7日以降の申請者は出願した場合のみ通知)</p>	<p>受験上の配慮事項の内容</p>
<p>「<u>受験科目通知・確認書</u>」</p> <p>※ 点字解答，代筆解答，拡大文字問題冊子（22ポイント）の配付希望者のみ通知</p>	<p>受験科目</p>
<p>「<u>受験上の配慮事項決定通知書</u>」</p> <p>※ 受験上の配慮申請者のうち，出願した者全員に通知</p>	<p>受験上の配慮事項の内容</p>

5-1 受験上の配慮事項の決定通知

申請した配慮事項に漏れ等がある場合は、受領日を含め1週間以内に連絡してください。

試験当日、受験票等とともに試験場に持参するものです。

申請時期		受験上の配慮事項 審査結果通知書	受験上の配慮事項 決定通知書
出願前 申請	8月 3日(月)～ 9月 4日(金)	<u>9月下旬まで</u> に送付	12月中旬までに送付 (出願した者のみ)
	9月 7日(月)～ 9月 25日(金)	11月下旬までに送付 (出願した者のみ)	
出願時 申請	9月 28日(月)～ 10月 8日(木)		

5-2 受験科目の通知・確認

- 点字解答・代筆解答・拡大文字問題冊子(22ポイント)の配付を申請し、出願した者には、「受験科目通知・確認書」を10月下旬までに送付します。
- 申請した受験科目に誤りや漏れがないか確認した上で、誤りや漏れの有無にかかわらず、校長又は保護者が該当箇所にチェック及び署名をし、受領日を含め1週間以内に返送してください。
- 誤り等がある場合は、当該箇所を修正してください。
- 返送する前に必ずコピーを取り、保管しておいてください。



受験上の配慮に関するお問合せ先

受験上の配慮について、ご不明な点がございましたら、お気軽にお問合せください。

【志願者問合せ専用電話】

03-3465-8600

9:30~17:00(土・日曜, 祝日, 12月29日~1月3日を除く)

【電話での問合せが難しい障害等のある方専用FAX】

03-3485-1771